

第6次行橋市総合計画シンボルマーク使用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、第6次行橋市総合計画シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を印刷物等に使用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、シンボルマークは次のものをいう。



(使用料)

第3条 シンボルマークの使用料は、無償とする。

(遵守事項)

第4条 シンボルマークを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に使用しないこと。
- (2) 特定の個人又は団体等の利益のために使用しないこと。
- (3) 自己のシンボルマーク、商標又は意匠等として使用しないこと。
- (4) 法令又は公序良俗に反した使用をしないこと。
- (5) 市の名誉を著しく損なう恐れがある使用をしないこと。
- (6) デザイン、色等を変更して使用しないこと。

(使用の中止等)

第5条 市は、使用者が前条各号に規定する事項を遵守していないと認める場合は、使用者に対し、直ちに当該使用の中止を求め、状況に応じ必要な措置を求めることができる。

附 則

この基準は、令和4年7月1日から施行する。